



## 2 提出の時期

随時受け付けていますが、各定例会の開会日から8日前の正午までに提出された案件について、その定例会で審議します。（緊急を要すると認められた場合を除き、締切後の受付分は次の議会での審議となります。）

なお、定例会によっては、締切日が前後いたしますので、提出に当たっては、議会事務局までご連絡ください。

また、郵送によって提出された請願(陳情)書は、議会の取り決めにより、受理はしますが、審査は行わないことになっておりますのでご注意ください。

## 3 請願や陳情の内容を直接説明することができます

審査する委員会において、請願等の趣旨を委員に直接説明することができます。説明は概ね5分程度です。（議員は趣旨説明者に質疑をすることができます。）

請願(陳情)書を提出の際に趣旨説明されるかどうかの意向を伺います。趣旨説明を希望の際は「請願書等趣旨説明申出書」を提出してください。

なお、請願者等が団体の場合は、その団体に属する方で、代表者から委任を受けた場合は、本人以外による趣旨説明も可能です。

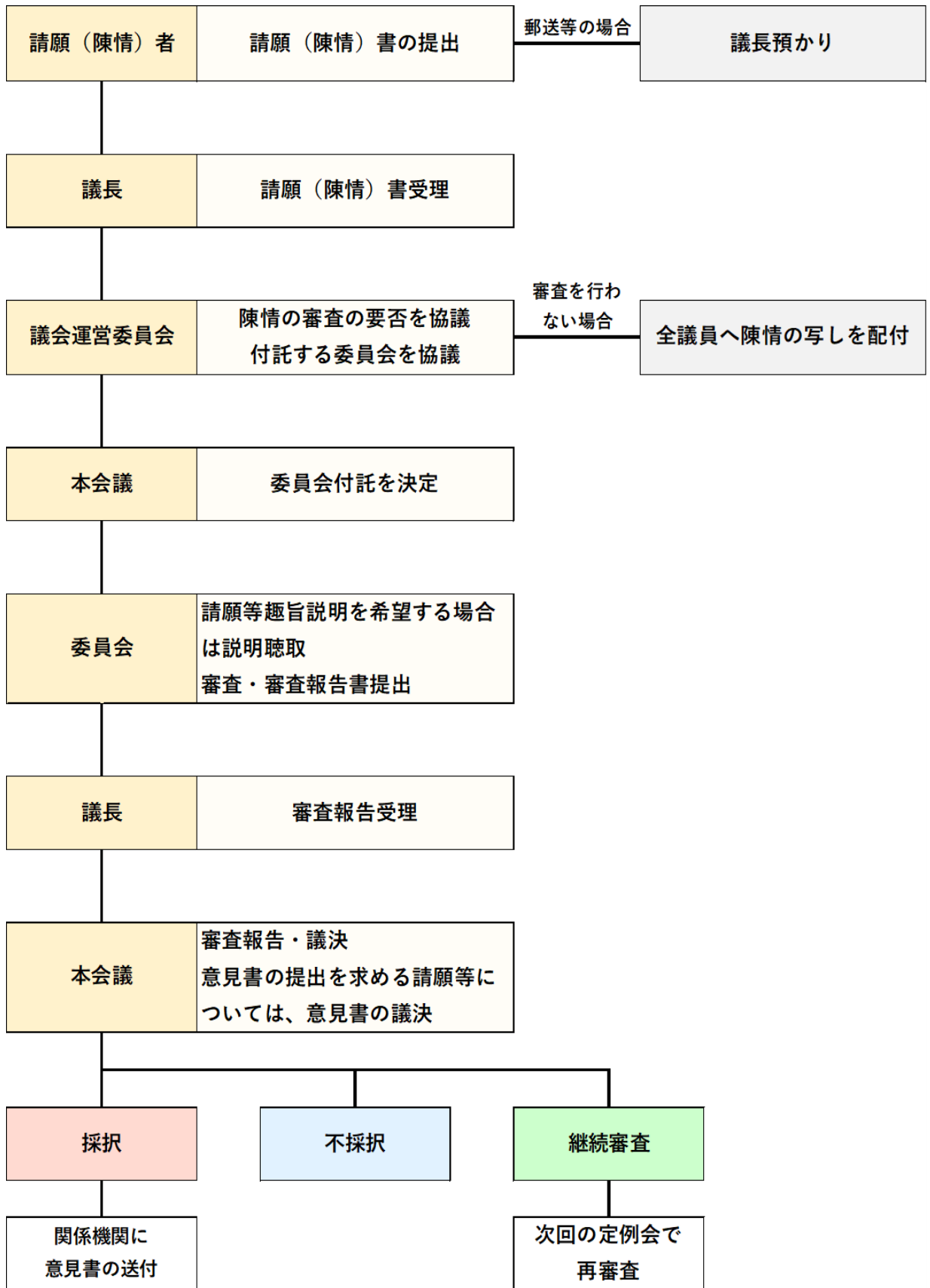
## 4 請願等の要望が議会で採択されたら…

委員会審査を経て、本会議においても請願等が採択され、意見書についても採択された場合は、請願者等が希望する省庁及び議会が必要と認めた省庁等へ、佐久市議会として意見書を提出します。（この場合の意見書は、請願者等が提出した意見書(案)をもとに、佐久市議会として再度審議したものになります。）

## 5 審査の結果をお知らせします

請願等の審議結果について、議会閉会後に提出者に通知します。

## 6 審議・審査の流れ



○ 審議結果は「趣旨採択」又は「一部採択」もあります。

○ 審議結果につきましては、いずれの場合も請願（陳情）者へ通知します。